

# 「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に学ぶ安心安全な空間とは。

～すべての人があらゆる施設を円滑に利用できるようにするために～

すべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を得るためには、高齢者や障がい者を含む誰もがあらゆる施設を円滑に利用できるようにすることが大切です。

福祉環境委員会では、これまで多くの高齢者や福祉関連施設を見学し、利用者に対する施設の安全で過ごしやすい空間作りの工夫を見てきました。

## 人にやさしい街づくり

講師 **井出 祐児** 氏  
 愛知県建築局 公共建築部 住宅計画課  
 街づくり事業グループ 主査

今回は、高齢者、障がい者をはじめとするすべての人々がより円滑に施設利用できるようにするために策定された愛知県条例「人にやさしい街づくり」を、愛知県の「県政お届け講座」により、施設の整備基準など条例の内容をわかりやすく解説していただきます。  
 人にやさしい街とはどのようなものか、人にやさしい街づくりはなぜ必要なのかをあらためて考える良い機会ではないでしょうか。

- 「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」
- 建築物等の施設整備基準について
- 事例紹介

2021.12.16 木 18:00~19:30 (17:50 より入場できます)

ところ：ZOOM 会議室

参加費：無料

主催／中部インテリアプランナー協会 福祉環境委員会 (担当：刀根川・森本)

お申し込みは [cip@chubu-ip.com](mailto:cip@chubu-ip.com)

参加申込受付期限／12月10日(金)

お問い合わせ：tel.052-265-5110

12/16 CIP 福祉環境セミナーに

**参加します**

氏名 (フリガナ)

(

)

所属

E-mail

@